



円を設定するものです。

「第三表 地方債補正」です。臨時財政対策債の限度額を当初予算から2億4千万円減額し、限度額を8億7,600万円とするものです。なお、平成30年度の発行額可能額が11億5,925万4千円となりましたので、発行可能額から2億8,325万4千円抑制するものです。

歳入についてです。「8款 地方特例交付金」は、平成30年度の額の決定により減収補てん特例交付金を41万4千円増額するものです。

「9款 地方交付税」は、普通交付税の額の決定により2,682万6千円増額するものです。

「13款 国庫支出金、3項 委託金、2目 民生費委託金、説明欄1 基礎年金事務委託金」の142万6千円は、システム改修にかかる委託金です。

「14款 都支出金、2項 都補助金、1目 総務費都補助金、説明欄3 地域における見守り活動支援事業補助金」の200万円は、地域団体による防犯カメラ設置に対する補助です。「説明欄4 人づくり・人材確保支援事業補助金」の456万4千円は、小中学校のICT教育支援委託に対する補助です。「2目 民生費都補助金、説明欄5 高齢社会対策区市町村包括補助事業補助金」の39万6千円は、介護者支援事業に対する補助です。「説明欄2 障がい者施策推進区市町村包括補助事業補助金」の399万円は、障がい者日中活動系サービス推進事業に対する補助です。「7目 教育費都補助金、説明欄10 部活動指導員配置経費補助事業補助金」は、300万4千円計上するものです。

「17款 繰入金、1項 繰入金、2目 特別会計繰入金」は、平成29年度決算確定により整理するもので、後期高齢者医療特別会計繰入金を2,123万2千円、介護保険特別会計繰入金を15万8千円、国民健康保険特別会計繰入金を7,905万8千円それぞれ増額するものです。

「18款 繰越金」は、9億1,830万1千円増額するものです。

「19款 諸収入、5項 公営企業貸付金元利収入」は、駐車場事業特別会計からの公営企業貸付金収入として14万3千円増額するものです。

「20款 市債」は、臨時財政対策債を2億4千万円減額し、8億7,600万円とするものです。

歳出についてです。「1款 議会費、1項 議会費、1目 議会費、説明欄2 議会関係費」は、市議会議員が1人欠員となったことに伴い、530万6千円減額するものです。

「2款 総務費、1項 総務管理費、1目 一般管理費、説明欄1 人件費」は、市長の任期途中の辞任に伴い291万3千円減額するものです。「6目 財産管理費、説明欄2 公共施設整備基金費」は2億5千万円、「説明

欄3 公共施設修繕基金費」は1億5千万円積立金を増額するものです。「11目 諸費、説明欄1 一般事務費」は、平成29年度決算確定に伴い、国・都支出金等還付金を1億5,831万4千円増額するものです。「説明欄2 生活安全対策関係費」は、防犯カメラ設置費補助金を320万円増額するものです。「2項 徴税費、2目 賦課徴収費、説明欄1 一般事務費」は、市税還付金及び還付加算金を1千万円増額するものです。

「3款 民生費、1項 社会福祉費、4目 老人福祉費、説明欄20 介護者支援事業」は、認知症高齢者を介護する家族への支援事業を東京慈恵医科大学付属第三病院との連携により実施するため69万円計上するものです。

「5目 国民年金費、説明欄2 国民年金事務費」は、年金機構へ提出する書類の電子媒体化に伴うシステム改修のため142万6千円計上するものです。「8目 障がいサービス費、説明欄25 障がい者日中活動系サービス推進事業」は、新たな事業所が開設されたこと等により補助金を399万円増額するものです。「2項 児童福祉費、5目 学童保育費、説明欄2 学童保育所維持管理費」と「説明欄3 放課後クラブ」は、平成29年度の指定寄附を活用して図書等を購入する予算としてそれぞれ5万円計上するものです。

「4款 衛生費、2項 清掃費、1目 清掃総務費、説明欄3 清掃施設整備基金費」は積立金を5千万円増額するものです。

「9款 消防費、1項 消防費、2目 非常備消防費、説明欄2 消防施設維持管理費」は、ブロックを壊すための器具を各分団に配備するため103万7千円計上するものです。

「10款 教育費、1項 教育総務費、2目 事務局費、説明欄6 西和泉体育館、西和泉グラウンド維持管理費」は、大阪北部地震でのブロックの倒壊事故を受け、西和泉体育施設の多摩川住宅側のブロック塀の撤去を予備費で対応しましたが、撤去したブロック塀の部分と鋼板の仮囲いの部分にメッシュフェンスを設置するため、489万7千円計上するものです。「説明欄7 学校安全対策費」の54万円は、通学路の安全点検による危険箇所等を効率的に管理し、情報共有するためにデジタル地図データを使用するものです。

「3目 教育指導費、説明欄18 情報教育推進費」は、ICT教育支援委託が当初予算では12月分までの費用となっていますが、1月以降も都補助金が交付されることとなったことから、1月から3月までの費用として456万4千円増額するものです。「2項 小学校費、3目 特別支援学級費、説明欄3 特別支援教室関係費」は、平成29年度の指定寄附を活用して図書等を購入する予算として5万円計上するものです。「3項 中学校費、2目 教育振興費、説明欄5 部活動助成」は、中学校において教員に代わり部活動

の指導を行う部活動指導員を配置するために 450 万 6 千円計上するものです。

「12 款 諸支出金、1 項 基金費、1 目 財政調整基金費」は、積立金を 1 億 8,400 万円増額するものです。

「13 款 予備費」は、241 万 7 千円計上するものです。なお、予備費については、これまでのところ西和泉体育施設のブロック塀撤去や訴訟案件に対応するための弁護士訴訟委託等に充当しています。

次に、平成 30 年度狛江市一般会計補正予算（第 4 号）について説明します。主な内容は、狛江市職員のハラスメントの防止等に関する条例への対応や（仮称）人権尊重基本条例の検討に向けた委員会の設置、狛江市国民健康保険事業運営基金条例の廃止に伴う繰入金の計上等です。

「第一表 歳入歳出予算補正」については、歳入歳出予算をそれぞれ 1,809 万円増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 294 億 4,154 万 8 千円とするものです。

歳入についてです。「17 款 繰入金、1 項 繰入金、2 目 特別会計繰入金」は、国民健康保険特別会計繰入金を 1,809 万円増額するものです。

歳出についてです。「2 款 総務費、1 項 総務管理費、1 目 一般管理費、説明欄 5 職員管理費」は、狛江市職員のハラスメントの防止等に関する条例に対応するため、ハラスメント苦情処理委員会や外部相談員の費用として 18 万 6 千円計上するものです。「7 目 企画費、説明欄 20（仮称）人権尊重基本条例検討委員会関係費」は、条例策定に向けた検討委員会を設置するため 17 万 2 千円計上するものです。

「12 款 諸支出金、1 項 基金費、1 目 財政調整基金費」は、積立金を 1,773 万 2 千円増額するものです。

なお、一般会計補正予算について、第 3 号は決算の整理に伴う国庫補助金等の還付金等 9 月中に支払わなければならないものや、早期に実施すべき案件もあるため初日審議とし、第 4 号は最終日審議とします。

次に、平成 30 年度狛江市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）について説明します。内容は、平成 29 年度決算に伴う整理やシステム改修の予算を計上するものです。

「第一表 歳入歳出予算補正」については、歳入歳出予算をそれぞれ 2 億 1,802 万円増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 87 億 970 万円とするものです。

歳入についてです。「4 款 都支出金、1 項 都補助金、2 目 保険給付費等交付金、説明欄 2 特別調整交付金分（市町村分）」は、システム改修に係る補助として 27 万円計上するものです。

「7款 繰越金、1項 繰越金、1目 療養給付費交付金繰越金」は613万7千円、「2目 その他繰越金」は2億1,161万3千円増額するものです。

歳出についてです。「1款 総務費、1項 総務管理費、1目 一般管理費、説明欄1 一般事務費」は、国民健康保険制度改革に伴うシステム改修のため27万円計上するものです。「7款 諸支出金、1項 償還金及び還付金」は、平成29年度決算確定に伴い国庫負担金等の還付金を増額するもので、「1目 一般被保険者償還金及び還付金」は1億2,980万5千円、「2目 退職被保険者等償還金及び還付金」は613万7千円、「3目 特定健診・特定保健指導償還金及び還付金」は275万円を増額するものです。「2項 繰出金、1目 一般会計繰出金」は7,905万8千円計上するものです。

次に、平成30年度狛江市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について説明します。内容は、狛江市国民健康保険事業運営基金条例の廃止に伴う整理をするものです。

「第一表 歳入歳出予算補正」については、歳入歳出予算をそれぞれ1,808万9千円増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ87億2,778万9千円とするものです。

歳入についてです。「6款 繰入金、1項 繰入金、2目 基金繰入金」は、狛江市国民健康保険事業運営基金条例の廃止に伴い1,808万9千円繰り入れるものです。

歳出についてです。「7款 諸支出金、2項 繰出金、1目 一般会計繰出金」は、1,809万円計上するものです。

「8款 予備費」は、1千円減額するものです。

次に、平成30年度狛江市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について説明します。内容は、平成29年度決算に伴う整理やシステム改修の予算を計上するものです。

「第一表 歳入歳出予算補正」については、歳入歳出予算をそれぞれ549万7千円増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ20億946万4千円とするものです。

歳入についてです。「4款 繰越金」は、前年度繰越金を211万4千円増額するものです。

「5款 諸収入」は、過年度負担金の精算金を雑入として8万9千円計上するものです。

「6款 国庫支出金、1項 国庫補助金、1目 国庫補助金、説明欄1 高齢者医療制度円滑運営事業費補助金」は、システム改修に係る補助として329万4千円計上するものです。

歳出についてです。「1款 総務費、1項 総務管理費、1目 一般管理

費、説明欄1「一般管理事務費」は、制度改正に伴うシステム改修のため329万4千円計上するものです。

「2款 広域連合納付金、1項 広域連合納付金、1目 広域連合分賦金、説明欄1「広域連合負担金」は、過年度の負担金の精算を平成30年度の負担金を増減することにより精算するため2,104万6千円減額するものです。

「4款 諸支出金、1項 償還金及び還付加算金、1目 保険料還付金」は191万7千円増額するものです。「3目 その他還付金」は、葬祭費受託事業収入の過年度還付金を10万円増額するものです。「2項 繰出金、1目 一般会計繰出金」は2,123万2千円増額するものです。

次に、平成30年度狛江市介護保険特別会計補正予算（第1号）について、説明させていただきます。内容は、平成29年度決算に伴う整理を行うものです。

「第一表 歳入歳出予算補正」については、歳入歳出予算をそれぞれ1億7,521万7千円増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ65億984万2千円とするものです。

歳入についてです。「9款 繰越金」は、前年度繰越金を1億7,521万7千円増額するものです。

歳出についてです。「5款 基金積立金」は、介護保険給付費準備基金積立金を8,874万1千円増額するものです。

「7款 繰出金」は、一般会計への繰出金を15万8千円増額するものです。

「8款 諸支出金」は、国庫支出金等過年度分返還金を8,631万8千円増額するものです。

次に、平成30年度狛江市駐車場事業特別会計補正予算（第1号）について説明します。内容は、平成29年度決算に伴う整理を行うものです。

「第一表 歳入歳出予算補正」については、歳入歳出予算をそれぞれ14万3千円増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2,506万2千円とするものです。

歳入についてです。「3款 繰越金」は、14万3千円計上するものです。

歳出についてです。「2款 公債費」は、一般会計償還金を14万3千円増額するものです。

なお、国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は基金条例の審議とあわせる必要があることから最終日審議とします。その他については、国庫負担金等の還付金で9月中に支払わなければならないものがあることや一般会計への繰出し等もあることから初日審議とします。

市長 特に意見等ないようなので、案のとおり決定します。続いて審議事項3「狛

江市自転車ネットワーク計画（素案）に対するパブリックコメント及び市民説明会の実施結果について」の説明をお願いします。

部 長        まず、パブリックコメントについて、3人の方からメールがあり、市民説明会での質疑を含め24件の意見をいただきました。主な意見内容は、交通の規制に関するもの、自転車の安全利用に関するもの等でした。また、市民説明会を5月8日及び5月12日に開催し、それぞれ3人、2人の方に参加いただきました。パブリックコメント等で寄せられた意見に対する回答案については資料のとおりです。

              本計画案については、市民説明会及びパブリックコメントの中でも計画の内容への意見は殆どないこと、また、隣接自治体等への説明も実施したことから、概ね理解が得られたと考えています。そのため、文言については一部修正を加えていますが、内容については変更していません。

              今後については、広報こまえ9月1日号及び市ホームページにパブリックコメントに対する回答を掲載する予定です。

市 長        特に意見等ないようなので、案のとおり決定します。

              次に報告事項1「当面の行事日程について」を報告してください。

部 長        9月から11月までの行事日程について、8月17日に開催される会派代表者会議において報告します。

              この期間の主な行事として、10月21日の狛江市総合防災訓練、11月17日・18日の狛江市民まつりがあり、その他のイベントは資料のとおりです。

市 長        報告を了承とします。続いて報告事項2「平成29年度主要な施策の成果説明書・決算資料について」を報告してください。

部 長        本資料を各課に配布します。議会に対しては、決算審査意見書及び決算書とあわせて送付します。

              内容については既に各課に確認いただいておりますが、修正等ありましたら、8月9日までに財政課へ連絡をお願いします。

市 長        報告を了承とします。続いて報告事項3「特定生産緑地制度に関する市民説明会の開催について」を報告してください。

部 長        平成29年6月に生産緑地法が一部改正され、特定生産緑地制度が30年4月1日から開始されたため、制度に関する説明会を開催します。本制度は、生産緑地の指定告示から近く30年を迎えることとなるもののうち、保全を確実にすることが都市環境の形成を図る上で特に有効であると認められるものを特定生産緑地として指定するものです。特定生産緑地に指定された場合は、課税等についてこれまでの制度が適用されますが、特定生産緑地に指定されない場合は、固定資産税が段階的に宅地並み課税に移行する他、新たに相続税納税猶予制度の適用が受けられなくなります。

特定生産緑地の指定は、生産緑地所有者等の同意が前提となっています。生産緑地所有者に対しては申出基準日到来前に意向確認の通知を行い、農業委員会や JA マインズと連携し、意向確認の漏れがないように行っていきます。

説明会は9月28日・29日、11月2日・3日に実施する予定で、広報こまえ9月1日号及び市ホームページで周知します。

市長 本件について、何か質問等ありますか。

副市長 平日だけではなく、休日にも説明会を開催するようですが、農家の方の場合は、天気によって曜日に関係なく仕事で出席できないことも想定されますので、その際は対応をお願いします。

部長 直接呼びかけることも想定しています。

市長 本件については、市民生活部や農業委員会事務局と協力して周知を徹底するようにしてください。

報告を了承とします。続いて報告事項4「狛江市立小中学校一斉閉庁に伴う学校交換便業務の休止について」を報告してください。

部長 学校における働き方改革の一環として、平成29年度に引き続き、市立小中学校の一斉閉庁を実施します。

実施期間は、8月13日から17日までの5日間、前後の土・日曜日をあわせると9日間の閉庁期間となります。この期間中については、学校交換便についても休止となります。なお、近年の交換便利用の現状に鑑み、交換便の取扱いを資料のとおりとしますので、あわせて関係職員への周知をお願いします。

市長 報告を了承とします。続いて報告事項5「地区対抗リレーの中止と事業の周年事業への変更について」を報告してください。

部長 本事業は市制施行45周年事業としてはじまり、町会・自治会の協力のもと、例年11月3日に各地区から選出された45人による地区対抗のリレー大会を行うもので、平成29年度までに3回開催しています。

地域の結びつきが強く求められる今、スポーツを通じて地域の絆を強め、地区対抗で全地域が参加をするという目的は非常に意義があると認識していますが、一方で参加者の確保が町会・自治会の負担になっており、また、周年事業としてはじめたことから、継続事業としては協力をいただけない町会・自治会も多く、市内の町会・自治会30団体のうち、11団体のみの参加となっています。

年々協力いただける町会・自治会が減少しており、平成29年度は中和泉地区に続いて西和泉地区も不参加となりました。また、高齢者の参加もあることから怪我の問題や、学校がある地域とない地域で参加者に差が生じてい

ること、種目自体を変更した方が良いのではないかという意見等がかねてからあったことから、実行委員会において改めて開催について議論をいただいたところです。

実行委員会の意見を集約した結果、現在の形での事業は一旦中止し、事業の始まりに立ち返り、市制施行 50 周年の周年事業として、また、東京 2020 大会に絡めたスポーツ事業として実施することに決定しました。

現在の実行委員会は市制施行記念事業検討委員会として継続します。今回実行委員会に参加いただけなかった町会・自治会に対しても改めて趣旨を説明し、検討委員会に参加いただいた上で、平成 32 年度の市制施行 50 周年及び東京 2020 大会に向けて事業の検討をしてまいりたいと考えています。

市 長 本件について、何か質問等ありますか。

部 長 参加者の確保に苦勞されている団体があることも理解していますが、本事業を楽しみにしている人がたくさんいます。市の職員にとっては市民と交流できる機会であり、町会・自治会に加入していない人にも関心を持ってもらえる大変良い機会であると考えます。

また、本事業は平成 30 年度予算にも計上されている事業であることから、実行委員会の決定のみをもって中止として良いものなのか、また、2 年間の中止期間を経て 32 年度に本事業を改めて実施した場合、成功できるものなのかを検討しなければいけないと考えます。

部 長 本事業の意義については、実行委員会としても理解いただいているところです。しかし、参加者の確保に苦勞されている現状から、事業の実現が困難と判断し、やむなく中止しました。

市 長 有意義な事業であることは地域の方々にも理解いただいております、実施について意欲的な方がいる一方で、参加者の確保が年々難しくなっていると同っています。今後については、継続的に地域の方に意見をいただきながら、しっかりと議論をしていくようにしてください。

報告を了承とします。

その他お知らせはありますか。

部 長 台風 13 号の状況についてです。

8 月 7 日の午後 3 時時点の情報ですが、父島の北東約 400km の地点に台風 13 号があり、北北西に向かって時速 20km で移動しています。中心気圧は 970hPa、中心付近の最大風速は 35m/s です。

8 月 8 日に伊豆諸島に上陸予定で、早ければ 8 月 8 日の午後に関東に上陸する予定です。関東に最も接近するのは 8 月 9 日の朝方とみられています。現時点では、千葉方面に進路を変えると予報されていますが、場合によっては東京にも直撃する可能性もあります。

台風の状況によっては、8月8日以降に臨時庁議の開催をお願いする場合がありますので、了承ください。

また、野川や多摩川の増水も想定し、避難所の設営も視野に入れているところです。

各部署においては、可能な限り事前に対応をお願いします。

市長 関東を直撃する可能性があり、その場合は大雨となることが想定されます。そうなった場合、下水道の吹上等もあり得るため、適宜情報収集に努めるようにしてください。

8月8日に本件に係る臨時庁議を開催することになると思いますので、時間は追って連絡します。

その他何かありますか。

部長 終戦記念日の黙とうについてです。

8月15日は終戦記念日です。73回目を迎える終戦記念日にあたり、戦争で亡くなられた多くの方々と、恒久平和への祈りをこめて、8月15日の正午に庁内放送を行い、1分間の黙とうを行います。なお、当日は正午のチャイムが鳴りませんので注意をお願いします。

市長 その他何かありますか。

部長 「平成30年度 狛江・多摩川花火大会」の中止についてです。

狛江市観光協会では、8月8日に開催を予定していた「平成30年度 狛江・多摩川花火大会」について、京浜河川事務所から台風の到達前に現状復帰するよう通達されていることや、台風直撃による安全面等を考慮し、中止とすることを決定しました。

8月7日午前9時より市ホームページ及び観光協会ホームページで中止について周知しています。また、議会や協賛金をいただいた方々に対しては、庁議終了後に電話等で連絡します。

なお、中止の決定により、応援職員による業務は発生しません。

市長 楽しみにしていた方が大勢おり、実行委員会や観光協会をはじめ、関係機関の協力をいただいていたのですが、苦渋の選択となりました。今後については、実行委員会や観光協会と調整し、関係機関等に漏れのないよう連絡をお願いします。

最後に、私から2点申し上げます。1点目は、コンプライアンス体制の構築についてです。

コンプライアンスが適正に運用されている企業は、信頼できる企業とされています。公務員として、法令遵守・社会のルールを守ることはもちろんのこと、公正・公平な業務遂行をお願いします。また、組織のあり方や職責を再認識していただきたいと思います。自らの職責を理解した上で行動するよ

うにさせていただくとともに、報告・相談を怠らないようにしてください。また、庁議やその他会議については、目的を改めて明確に、適正に活用していただくようお願いします。

これらについては、当前のことですが、時間が経過すると曖昧になってしまうこともあるため、研修についても実施していく予定です。

2点目が、(仮称)未来戦略会議についてです。

本件は、市の10年後、20年後を見据えた体制づくりを行うことを目的としたもので、計画等を策定した職員が、自ら評価できる仕組みにしたいと考えています。庁議メンバーのほとんどは、10年後に施策の評価をできる立場になく、若い世代が評価をしていくこととなります。そこで、企画立案能力の向上といった人財育成の意味も含め、まずは係長職と市長で未来を語り合い、その話し合いの内容をもとに係長職は課長と、そして課長は部長と狛江市の未来やあるべき姿について議論していただきます。その議論の内容を踏まえ、庁議で計画案を審議し、最終的には市民を交え、完成させたいと考えています。

正式名称については今後検討していく予定ですが、まずは企画財政部で制度設計をしていただきたいと思います。予定としては、平成30年度中に立ち上げ、今後策定する計画と関連付けていきたいと思っています。

職員だけではなく、若者から高齢者まで多くの市民の意見を取り入れながら、形にしていきたいと思っています。

参 与 最 終 的 に は 計 画 等 を 策 定 す る と い う こ と で よ ろ し い で す か。

市 長 そのとおりです。計画の内容や位置づけ、市民参加の方法については、今後議論していきたいと思っています。また、これから策定する次期基本構想・基本計画と関連付けていくことを想定しています。

副市長 係長と市長との語り合いに当たっては、どの単位で行うことを想定していますか。

市 長 部単位を想定しています。

係長職は、企画立案等について研修を受講しているため、その能力を活用いただき、狛江市の未来やあるべき姿を見据えた上で、現状と理想のギャップを洗い出し、施策を検討していただきたいと思います。

制度が構築された際は、係長職には入念に説明をしていただきたいと思います。

部 長 最 終 的 な 成 果 物 に つ い て は 、 い つ 頃 の 完 成 を 想 定 し て い ま す か 。

市 長 次 期 基 本 構 想 ・ 基 本 計 画 の 策 定 に 間 に 合 う よ う に し た い と 考 え て い ま す 。

他にないようなので、以上で本日の庁議を終了します。次回の庁議は、8月21日午後4時から開催します。